

林業施設整備等利子助成事業実施要領

〔平成 23 年 4 月 1 日付け 22 林政企第 66 号 林野庁長官通知〕

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林政企第 132 号

第 1 事業の種類

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）の別表 1 に基づく林業施設整備等利子助成事業の実施については、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 補助事業者

この事業の補助事業者は、全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）とする。

第 3 事業内容

1 林業施設整備等利子助成事業

(1) 事業対象者

この事業の対象者は、次に掲げるものとする。

ア 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の認定を受けた林業者等

イ 事業用資産について、暴風雨、豪雪等自然災害の被害を受けたことにより、災害復旧等のための資金を必要とし、かつ、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた林業者等

ウ 自己の責めに帰すことのできない社会的又は経済的環境の変化等の事由による影響を受けたことにより、その経営を継続するための資金を必要とし、かつ、当該影響についての内容を証明できる林業者等

エ 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項の規定により公表されている民間事業者

オ 林業経営体の育成について（平成 30 年 2 月 6 日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知）3 の（2）のアに基づき都道府県が選定した育成経営体

(2) 融資機関

この事業の融資機関は、次に掲げるものとする。

ア 株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）

イ 民間金融機関であって、次に掲げるもの

① 銀行

② 信用金庫

- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ④ 信用協同組合
- ⑤ 農林中央金庫

(3) 対象資金

この事業の対象資金は、以下に定めるものとする。

ア 公庫が取り扱う資金であって、次に掲げるもの（以下「公庫資金」という。）

- ① 林業経営育成資金（森林取得）（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「公庫法」という。）別表第 1 第 8 号の下欄のワに掲げる資金（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件（平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号。以下「告示」という。）第 6 号の 1 から 3 までに掲げるものに限る。）又は沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和 47 年政令第 186 号。以下「沖縄政令」という。）第 2 条第 1 号のワに掲げる資金（沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和 47 年 8 月 1 日総理府・大蔵省告示第 4 号。以下「沖縄告示」という。）第 6 号の 1 から 3 までに掲げるものに限る。）をいう。以下同じ。）
- ② 農林漁業施設資金（公庫法別表第 1 第 8 号の下欄のネに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号の下欄のナに掲げる資金（告示第 10 号の 1 又は 2 に掲げるものであって、同号の（3）に掲げる施設に係るものに限る。）又は沖縄政令第 2 条第 1 号ツに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号ネに掲げる資金（沖縄告示第 10 号の 1 又は 2 に掲げるものであって、同号のハに掲げる施設に係るものに限る。）をいう。）
- ③ 林業基盤整備資金（公庫法別表第 1 第 8 号の下欄のリ若しくはルに掲げる資金又は沖縄政令第 2 条第 1 号リ若しくはルに掲げる資金をいう。）
- ④ 農林漁業セーフティネット資金（公庫法別表第 1 第 8 号の下欄のヲに掲げる資金（告示第 5 号の 1 から 3 までに掲げる資金に限る。）又は沖縄政令第 2 条第 1 号ヲに掲げる資金（沖縄告示第 5 号の 1 から 3 までに掲げるものに限る。）をいう。）
- ⑤ 林業構造改善事業推進資金（公庫法別表第 1 第 8 号の下欄のネに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号の下欄のナに掲げる資金（告示第 10 号の 1 又は 2 に掲げるものであって、同号（3）に掲げる施設に係るものに限る。）又は沖縄政令第 2 条第 1 号ツに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号の下欄のネに掲げる資金（沖縄告示第 10 号の 1 又は 2 に掲げるものであって、同号のハに掲げる施設に係るものに限る。）をいう。）であって、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知第 2 の 2 に基づく承認を受けた事業計画により事業を実施するために必要な資金

イ (2)のイの①から⑤までに掲げる民間金融機関が融通する資金であって、次に掲げるもの（以下「民間資金」という。）

① 相続等により森林や林業機械等の事業用資産が分散することを防止するために必要な資金

② コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者（個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。以下同じ。）が、林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金であって、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の債務保証を受けたもののうち次に掲げるものを除いた資金

（ア） 公庫が融通する資金

（イ） 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）第 2 条第 1 項の林業・木材産業改善資金をいう。）

（ウ） 木材産業等高度化推進資金（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和 54 年 8 月 23 日 54 林野企第 83 号林野庁長官通知）第 7 及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（平成 8 年 11 月 1 日付け 8 林野流第 106 号林野庁長官通知）第 9 に規定する木材産業等高度化推進資金をいう。）

（エ） 国の補助金を財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

（オ） 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の債務のうち令和 4 年 4 月 26 日より前に生じた期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務

(4) 融資枠

この事業の対象となる融資枠の上限は、利子助成金の交付を受けようとする林業者等（以下「利子助成申請者」という。）当たり、次のとおりとする。

ア 公庫資金

3 億円

イ 民間資金

① (3)のイの①に掲げる資金

5,000 万円

② (3)のイの②に掲げる資金

3 億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額

(5) 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長 10 年間とする。ただし、(1) のアに掲げる対象者が (3) のアの②に掲げる資金を借り受ける場合、(1) のエに掲げる対象者のうち、森林経営管理法第 37 条第 2 項に規定する経営管理実

施権の設定を受けていない民間事業者が(3)のアの⑤に掲げる資金を借り受ける場合又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者が(3)のイの②に掲げる資金を借り受ける場合にあっては、最長5年間とする。

(6) 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大2%とする。ただし、対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、当該資金の貸付利率とする。

(7) 利子助成額の下限

この事業の1回あたりの利子助成額の下限は1,000円とする。

(8) 審査委員会の設置

ア 全木協連は、利子助成の審査を行うため、審査委員会を設置するものとする。

イ 審査委員会の構成及び運営等は、次のとおりとする。

- ① 審査委員会は、委員長1名及び委員若干名で構成するものとする。
- ② 全木協連は、林業・木材産業について知見を有する学識経験者及び関係団体のうちから、委員を委嘱するものとする。
- ③ 全木協連は、②の委員の委嘱を行う場合には、あらかじめ林野庁長官に協議するものとする。
- ④ 全木協連は、審査委員会の委員の中から審査委員会の委員長を指名するものとする。
- ⑤ 委員長は、審査委員会を主宰するものとする。
- ⑥ 審査委員会の運営事務は、全木協連が行うものとする。

(9) 利子助成の要件

全木協連は、次に掲げる利子助成について、利子助成申請者が、それぞれに定める要件を全て満たす場合に、利子助成を行うものとする。

ア (1)のアに定める事業対象者に係る利子助成(対象資金が(3)のア(①又は②に限る。))又はイの①の場合に限る。)

- ① 少なくとも約定償還期間中は事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な事業運営が行われると認められること。
- ② 木材の安定供給体制の構築に資する森林施業の集約化及び木材の生産・加工・流通体制の改善に向けた努力を行っている者又は今後行うことが確実であると認められる者であること。

イ (1)のイ又はウに定める事業対象者に係る利子助成(対象資金が(3)のア(②から④までに限る。))の場合に限る。)

- ① 少なくとも当該資金の約定償還期間中は事業活動を継続することが確実であること。
- ② 規約等により適正な事業運営が行われると認められる者であること。

ウ (1)のエに定める事業対象者に係る利子助成(対象資金が(3)のアの⑤の場合に限る。))

- ・ 少なくとも償還期間中は規約等により適正な事業運営が行われると認めら

れること。

エ (1) のア又はオに定める事業対象者に係る利子助成（対象資金が (3) のイの②の場合に限る。）

① 少なくとも当該資金の約定償還期間中は、事業活動を継続することが確実にあること。

② コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経済的な被害を受けた林業者として信用基金が債務保証を行い、かつ、林業信用保証事業交付金実施要綱（平成 15 年 10 月 6 日付け 15 林政企第 55 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 (2) の保証活用支援事業のうち事業再建支援タイプの活用により債務保証に必要な保証料が免除された資金であること。

③ 対象資金の貸付利率が、既往債務の借入金の利率以下かつ年 2 % 以下であること。

2 地域材利用促進利子助成事業

(1) 対象資金

地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領の一部改正について（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 林政企第 332 号林野庁長官通知）による改正前の地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 林政企第 66 号林野庁長官通知）に基づき、利子助成の交付決定を受けた資金

(2) 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長 15 年間とする。

(3) 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大 2 % とする。ただし、対象資金の貸付利率が年 2 % を下回る場合は、当該資金の貸付利率とする。

3 林業経営基盤整備緊急利子助成事業

(1) 対象資金

地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領の一部改正について（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 林政企第 98 号林野庁長官通知）附則第 1 項による廃止前の林業経営基盤整備緊急利子助成事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 林政企第 81 号林野庁長官通知）に基づき、利子助成の交付決定を受けた資金

(2) 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長 15 年間とする。

(3) 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大年 2 % とする。ただし、対象資金の貸付利率が年 2 % を下回る場合は、当該貸付利率とする。

第 4 事業計画

- 1 全木協連は、関係機関との十分な調整を図った上で事業計画等を作成するものとする。その提出に当たっては、交付要綱第 5 に定める交付申請書をもって代えるものとする。

- 2 交付要綱別表 1 の「重要な変更」欄に掲げる事項に該当する場合においては、関係機関との十分な調整を図った上で事業計画等を変更するものとする。その変更は、交付要綱第 11 に定める変更等承認申請書の提出をもって代えるものとする。

第 5 事業の実施

1 交付規程

全木協連は、この事業を実施するに当たり、融資機関が融通する対象資金に対する利子助成に関する規程（以下「交付規程」という。）を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。

2 利子助成の申請

- (1) 第 3 の 1 の事業の利子助成申請者は、交付規程の定めるところにより、利子助成金交付申請書を作成し、全木協連に提出するものとする。
- (2) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政産第 168 号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け チェックシート」を記入の上、利子助成の申請に当たり全木協連へ提出するものとする。ただし、過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
- (3) 利子助成の申請に当たり、様式 1 の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は様式 2 の「環境負荷低減チェックシート（民間事業者等向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上、全木協連に提出するものとする。

ただし、都道府県がチェックシートの提出を行う場合において、チェックシートの提出を都道府県のみどり認定を担当する部局等が一元的に行う場合には、みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、都道府県によるチェックシートの提出を省略することができる。

3 利子助成の決定

全木協連は、利子助成申請者から、第 3 の 1 の事業の利子助成の申請があったときは、審査委員会の審査を経て、利子助成を決定するものとする。

ただし、第 3 の 1 の(3)のイの②に掲げる資金にあっては、審査委員会の審査によらず利子助成を決定することができるものとし、その取扱いについて信用基金に通知するものとする。

4 利子助成金の交付

- (1) 全木協連は利子助成を決定したときは、利子助成期間中、毎年、対象資金の残高に利子助成率を乗じた額の利子助成金を利子助成の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）に交付するものとする。
- (2) 利子助成は、交付規程に基づき行うものとする。
- (3) 全木協連は、交付対象者が対象資金に係る利子を融資機関に支払ったことを確認した後でなければ、利子助成金の交付を行ってはならない。

5 利子助成金の交付の中止及び返還

全木協連は、交付対象者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を中止し、又は既に交付した利子助成金の全部若しくは一部について、交付対象者から返還させることとする。

- (1) 第3の1の(1)のアに定める事業対象者に係る利子助成については、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定が取り消されたとき
- (2) 第3の1の(1)のエに定める事業対象者に係る利子助成については、当該事業対象者に係る森林経営管理法第36条第2項の規定による公表が取りやめられたとき又は同法第40条の規定により経営管理実施権配分計画の全部が取り消されたとき
- (3) 事業を中止したとき
- (4) 融資機関との対象資金に係る金銭消費貸借契約を解約又は解除したとき
- (5) 対象資金について融資機関から繰上償還の請求が行われたとき
- (6) 延滞となっており、かつ、次の約定償還日までに延滞が解消できなかったとき
- (7) 全木協連が求めた報告を怠り、若しくは調査を拒み、又は提出した書類に虚偽の事実が記載されていたとき
- (8) その他利子助成を継続して実施することが適切ではないと認められるとき
- (9) 第3の1の(3)のイの②に掲げる資金に係る信用基金の債務保証が解約又は解除されたとき

第6 事業の実施期限

第3の1の事業の新規採択実施期限は、令和7年度までとする。

第7 指導

林野庁長官は、本事業の適切な執行を確保するため、全木協連及び融資機関に対し、必要な報告を求め、指導及び監督を行うものとする。

第8 報告

交付要綱第30に規定する報告については、次のとおりとする。

- 1 本事業の実績については、交付要綱第16に定める実績報告書をもって報告することとする。
- 2 全木協連は、利子助成事業開始翌年度から終了翌年度まで、毎年度、交付対象者に助成対象となった事業の実施による効果等の状況を報告させ、7月末までに国に報告するものとする。
- 3 全木協連は、様式2の「環境負荷低減チェックシート（民間事業者等向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、交付要綱第5の1項に規定される交付申請書の添付書類として、国に提出するものとする。

また、実績報告の際は、様式2の「環境負荷低減チェックシート（民間事業者等向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、国に提出するものとする。

- 4 利子助成申請者は、事業実施の報告に当たり、様式1の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は様式2の「環境負荷低減チェックシート（民間事業者向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、全木協連に提出するものとする。

ただし、都道府県がチェックシートの提出を行う場合において、チェックシートの提出を都道府県のみどり認定を担当する部局等が一元的に行う場合には、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、都道府県によるチェックシートの提出を省略することができる。

- 5 全木協連は、利子助成申請者から提出された様式1の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は様式2の「環境負荷低減チェックシート（民間事業者等向け）」を保管した上で、その写しを翌年度7月末までに国に提出するものとする。
- 6 国は、チェックシートを提出した者から抽出して、実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。
- 7 国は、本事業の実施状況等について、全木協連に対して必要に応じて資料の提出を求めること等ができるものとする。
- 8 林野庁長官は、本事業の補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途指定し、全木協連に対して提出を求めるものとする。

第9 国の助成措置

- 1 交付要綱別表1に規定する国の助成措置に係る補助対象経費は別表1のとおりとし、補助対象経費の範囲及び算定方法については別表2のとおりとする。

2 全木協連は、毎事業年度終了後遅滞なく補助金の精算を行い、別に定めるところにより国に報告しなければならない。また、全木協連は、融資機関との貸借契約の解約若しくは解除又は繰上償還等の償還計画の変更により残金が生じたとき、当該残金を国庫に返還するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、林野庁長官が別に定めるものとする。

附則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の林業施設整備等利子助成事業実施要領（平成23年4月1日付け22林政企第66号林野庁長官通知）に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別表 1 （第 9 関係）

事業区分	補助対象経費
1 林業施設整備等利子助成事業	
（1） 利子助成事業	ア 利子助成費
（2） 事務運営推進事業	ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 使用料及び賃借料
2 地域材利用促進利子助成事業	
（1） 利子助成事業	ア 利子助成費
（2） 事務運営推進事業	ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費
3 林業経営基盤整備緊急利子助成事業	
（1） 利子助成事業	ア 利子助成費
（2） 事務運営推進事業	ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費

別表 2（第 9 関係）

補助対象経費		経費範囲及び算定方法
利子助成費		林業施設整備等利子助成事業のための利子助成に必要な経費とする。
技術者給		「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」によるものとする。
賃金		事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。 賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。
謝金		事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。 なお、事業実施主体に対して謝金を支払うことはできない。
旅費		事業を実施するために追加的に事業実施主体が行う必要がある資料収集、調査、検討会、指導、講師等の派遣、打合せ、普及啓発、委員会の実施等に必要な経費とする。
需用費		事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。
	消耗品費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
	印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、図面、リーフレット等の印刷に必要な経費とする。
役務費		事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、通信運搬費等とする。
	通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払等に必要な経費とする。
使用料及び賃借料		事業を実施するために必要となる会場の借上げに必要な経費とする。

様式 1

環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）

事業名：林業施設整備等利子助成事業

組織名・代表者名：_____

住所：_____

連絡先：_____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥 ※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ）	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保管に努める	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除 ※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ）	報告時 (しました)
③	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
④	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

< 報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて >

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について確認しました→☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には☐にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

様式 2

環境負荷低減チェックシート（民間事業者等向け）

事業名：林業施設整備等利子助成事業

組織名・代表者名：_____

住所：_____

連絡先：_____

	申請時 (します)	(1) エネルギーの節減	報告時 (しました)
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
④	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(3) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑤	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑥	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑦	☐	※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑧	☐	※ 特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(5) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑨	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑩	☐	関係法令の遵守	☐
⑪	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑫	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑬	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について確認しました→☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には☐にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。